

諮問番号：令和元年度諮問第 1 号

答申番号：令和元年度答申第 4 号

答申書

第 1 審査会の結論

本件各審査請求については、棄却すべきである。

第 2 審査請求に至る経過

- 1 審査請求人は、平成 30 年 10 月 26 日、平成 29 年 9 月 1 日から平成 30 年 8 月 31 日までの事業年度に係る事業所税について、納付すべき金額を〇〇〇,〇〇〇円と記載した申告書を処分庁大阪市長（以下「処分庁」という。）に提出した。
- 2 処分庁は、これに対し、平成 30 年 12 月 19 日付けで更正額を〇,〇〇〇,〇〇〇円とする事業所税の更正処分（以下「本件更正処分」という。）をした。
- 3 処分庁は、平成 31 年 2 月 5 日付けで加算金の額を〇〇,〇〇〇円とする事業所税の過少申告加算金の決定処分（以下「本件加算金決定処分」という。）をした。
- 4 審査請求人は、平成 31 年 1 月 18 日、大阪市長に対し、本件更正処分の取消しを求めて、審査請求をした。
- 5 審査請求人は、平成 31 年 2 月 22 日、大阪市長に対し、本件加算金決定処分の取消しを求めて、審査請求をした。

第 3 審理関係人の主張の要旨

- 1 審査請求人の主張
別紙審理員意見書（写し）第 3、1 記載のとおりであるから、これを引用する。
- 2 処分庁の主張
別紙審理員意見書（写し）第 3、2 記載のとおりであるから、これを引用する。

第 4 審理員意見書の要旨

- 1 結論
本件各審査請求には理由がないため、行政不服審査法第 45 条第 2 項の規定により、棄却されるべきものと判断する。
- 2 理由
 - (1) 本件更正処分及び本件加算金決定処分の適法性及び妥当性について
別紙審理員意見書（写し）第 4、2 記載のとおりであるから、これを引用する。
 - (2) その他の審査請求人の主張について

別紙審理員意見書（写し）第 4、3 記載のとおりであるから、これを引用する。

第 5 調査審議の経過

当審査会は、本件各審査請求について、次のとおり調査審議を行った。

令和元年 6 月 12 日 諮問書の受理

令和元年 6 月 18 日 調査審議

令和元年 7 月 2 日 調査審議

第 6 審査会の判断

1 関係法令等の定め

(1) 事業所税の課税標準について

事業所税の課税標準は、資産割にあつては、課税標準の算定期間の末日現在における事業所床面積とする（地方税法（以下「法」という。）第 701 条の 40 第 1 項）。

(2) 事業所税の課税標準の特例について

ア 旅館業法第 2 条第 2 項に規定する旅館・ホテル営業用に供する施設で政令で定めるものに係る事務所又は事業所（以下「事業所等」という。）において行う事業に対して課する資産割の課税標準となるべき事業所床面積の算定については、当該施設に係る事業所等に係る事業所床面積（法第 701 条の 34 の規定の適用を受けるものを除く。）から当該施設に係る事業所床面積に 2 分の 1 を乗じて得た面積を控除するものとする（法第 701 条の 41 第 1 項の表第 9 号）。

上記の規定の適用を受ける事業であるかどうかの判定は課税標準の算定期間の末日の現況によるものとする。（同条第 3 項）。

イ 旅館・ホテル営業とは、施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、簡易宿所営業及び下宿営業以外のものをいう（旅館業法第 2 条第 2 項）。

ウ 旅館業を営もうとするものは、保健所を設置する市にあつては、市長の許可を受けなければならない（同法第 3 条第 1 項）。

(3) 事業所税の更正について

法第 701 条の 31 第 1 項第 1 号に規定する指定都市等（以下「指定都市等」という。）の長は、法第 701 条の 46 の規定による申告書の提出があつた場合において、当該申告書に係る課税標準額又は税額がその調査したところと異なるときは、これを更正する（法第 701 条の 58 第 1 項）。

指定都市等の長は、更正した場合には、遅滞なく、これを納税者に通知しなければならない（法第 701 条の 58 第 4 項）。

(4) 事業所税の過少申告加算金について

申告書の提出期限までにその提出があつた場合において、第 701 条の 58 第 1

項の規定による更正があったときは、指定都市等の長は、当該更正前の申告に係る税額に誤りがあったことについて正当な理由があると認める場合を除き、当該更正による不足税額に 100 分の 10 の割合を乗じて計算した金額に相当する過少申告加算金額を徴収しなければならない（法第 701 条の 61 第 1 項）。

2 争点等について

(1) 本件更正処分及び本件加算金決定処分について

審査請求人は、現在の簡易宿所の利用状況について、ホテル営業と何ら変わらない利用がなされており、現行の法令においても総合的に考えると、簡易宿所に法第 701 条の 41 第 1 項の表第 9 号に規定する課税標準の特例の適用が可能という拡大的な解釈ができる旨主張している。

しかしながら、審査請求人は、「〇〇〇〇」（本件施設）を営むにあたって旅館業法第 3 条第 1 項の規定に基づき、簡易宿所営業の許可を受け、旅館・ホテル営業の許可を受けていないことからすると、本件施設については旅館業法に規定する旅館・ホテル営業の用に供する施設であると認めることはできない。

したがって、処分庁が法第 701 条の 41 第 1 項の表第 9 号に規定する課税標準の特例に該当しないとして、法第 701 条の 58 第 1 項の規定に基づき、本件施設の事業所床面積から非課税に係る事業所床面積を控除した床面積を資産割に係る課税標準とし、本件更正処分を行ったことに違法又は不当な点は認められない。

また、本件加算金決定処分についても、本件更正処分に基づき、法第 701 条の 61 第 1 項の規定により行われたものであり、違法又は不当な点は認められない。

(2) その他の審査請求人の主張について

審査請求人は、簡易宿所の利用状況やその利用価値からすると、ホテル営業や旅館営業と簡易宿所営業に税制上違いがあることは法律の不備であり、簡易宿所営業の用に供する施設に対しても、法令上、事業所税の課税標準の特例措置を設けるべきである旨及び法令が改正されるまでは大阪市において簡易宿所に係る事業所税を減免する制度を策定すべきである旨主張しているが、当該主張は立法論の範疇に属するものであり、採用することはできない。

3 審査請求に係る審理手続について

本件各審査請求に係る審理手続について、違法又は不当な点は認められない。

4 結論

よって、本件各審査請求に理由がないものと認められるので、当審査会は第 1 記載のとおり答申する。

(答申を行った部会名称及び委員の氏名)

大阪市行政不服審査会税務第 2 部会

委員（部会長）岸本佳浩、委員 鹿田良美、委員 野村宏子

審理員意見書（写し）

令和元年6月7日

大阪市長 松井 一郎様

審理員 ○○○○

行政不服審査法（以下「行審法」という。）第42条第2項の規定に基づき、審査請求人○○○○が平成31年1月18日及び平成31年2月22日に行った、処分庁大阪市長（以下「処分庁」という。）による平成30年12月19日付け事業所税更正処分（以下「本件更正処分」という。）及び平成31年2月5日付け事業所税過少申告加算金決定処分（以下「本件加算金決定処分」という。）についての審査請求（平成30年度財第29号及び平成30年度財第35号）（以下「本件審査請求」という。）の裁決に関する意見を次のとおり提出します。

記

第1 裁決に関する意見

本件審査請求は、本件更正処分及び本件加算金決定処分について、いずれも棄却するのが相当です。

第2 事案の概要

- 1 審査請求人は、平成30年10月26日付けで、処分庁に対して平成29年9月1日から平成30年8月31日までの事業年度に係る事業所税の確定申告書（以下「本件申告書」という。）を提出しました。
- 2 処分庁は、平成30年12月19日付け及び平成31年2月5日付けで、それぞれ本件更正処分及び本件加算金決定処分を行いました。
- 3 審査請求人は、平成31年1月18日付け及び平成31年2月22日付けで、本件審査請求を提起しました。

第3 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

(1) 審査請求書における主張

ホテル業及び旅館業免許を取得した場合、事業所税の1/2減免の制度が存在する。現在当社が経営する簡易宿所もインバウンドを中心客とし、他のホテル業者と運営集客に関しほとんど変わりはない。なぜ、簡易宿泊業には減免が無いのか。

以前は住宅としての側面が強かったこともあり 3/4 減免の時代もあった。しかし、今の客層は他のホテル業を営む事業者と変わらず減免額が 1/2 に変更されるなら理解できる。

なぜ、簡易宿泊業免許だけ減免が無いのか。この質問に関して明確な回答も今だにうけたことは無い。明らかに特定の業種だけに対しての不平等な税制では無いのか。

法律で決まっているからの一言で全て棄却されているが、この考え方について市長の意見を是非お伺いしたい。

(2) 反論書における主張

現在の簡易宿所における利用状況が、かつてのように、専ら日雇い労働者のための宿泊ではなく、ホテル営業と何ら変わらない利用がなされている。簡易宿所は、ホテルや旅館と違って、リーズナブルな価格で宿泊利用したいという人のニーズに答えるものとして、その利用価値があり、外国人観光者等の利用にも貢献している。大阪府における宿泊税においては、ホテル営業や旅館営業と同様に、簡易宿所営業もその対象となっている。現行の法律上、ホテル特例の対象から簡易宿所営業が除かれていることは知っているが、上記のことを鑑みると、なぜ、事業所税のホテル特例が簡易宿所にも適用されないのか。税制上何の違いがあるのか甚だ疑問を感じる。このような取扱いがされているのは、様々な税金の中でも事業所税のみであり、これは明らかに法律の不備であると思っている。

上記のことから、ホテル特例が簡易宿所営業についても適用できるよう法律改正すべきと考えるが、法律の改正には時間がかかると思うので、せめて、それまでの間、大阪市独自で、簡易宿所に対する事業所税において、ホテル特例と同様の 1/2 を減免する制度を策定すべきである。減免申請しているのも、その観点で認めてもらえるはずだと考えているからである。

法律というのは様々な解釈が可能であり、現行の法令上でも総合的に考えたら、適用が可能という拡大的な解釈ができるのではないかとと思っている。よって、正しくない申告とは思っていない。例えば、担当者が変われば、解釈も変わり、適用してもらえることがあるのではと思っている。

これは余談になるが、民泊に対して適正な課税ができていないのではないか。きちんと旅館業の許可を受けた事業者だけが厳しい課税を言われるのは不公平である。民泊に対しても、もっと厳格に課税を行っていくべきである。

2 処分庁の主張

(1) 事実の経緯

審査請求人より提出された本件申告書において、審査請求人が事業を行っている「〇〇〇〇」と称する施設（以下「本件施設」という。）について、地方税法（以下「法」という。）第 701 条の 41 第 1 項第 9 号（ホテル・旅館用施設）に規定する課税標準の特例（以下「ホテル特例」という。）を適用し、算定期間を通じて使用された

事業所床面積から、当該事業所床面積に2分の1を乗じて得た面積を控除して算出した事業所税資産割の課税標準が記載されていた。

本件施設について、本市保健所における旅館営業許可を確認したところ、簡易宿所として営業許可がされていること、及び本市船場法人市税事務所課税担当（法人市民税・事業所税グループ）の担当職員による外観調査により、当該施設が現在も営業されていることの確認を行った。

以上の状況を踏まえ、本件施設は簡易宿所であり、ホテル特例の適用がないことから、本件更正処分を行い、本件更正処分により増額した事業所税額に係る本件加算金決定処分を行った。

(2) 審査請求人の主張に対する弁明について

本件更正処分についてみると、当該事業所税の課税標準の特例の対象となるのは、法第701条の41第1項第9号に規定されているとおり、旅館業法第2条第2項又は第3項に規定するホテル営業又は旅館営業の用に供する施設であり、旅館業法第2条第2項における「ホテル営業」とは、洋式の構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、簡易宿所営業及び下宿営業以外のものをいうとされ、同法同条第3項における「旅館営業」とは、和式の構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、簡易宿所営業及び下宿営業以外のものをいうとされており、簡易宿所営業の用に供する施設は対象となっていない。

審査請求人が事業を行っている本件施設は簡易宿所であり、本件申告書に係るホテル特例措置の適用はないことから、法第701条の58第1項の規定に基づき本件更正処分を行ったものであり、適法である。

また、大阪州市税条例及び大阪州市税条例施行規則において、平成29年9月1日から平成30年8月31日までの事業年度に対する事業所税の減免措置の規定はない。したがって審査請求人の主張は認められない。

さらに、本件加算金決定処分については、本件更正処分を行ったことにより、法第701条の61第1項の規定に基づき行ったものであり、適法である。

第4 理由

1 本件に係る法令等の規定について

(1) 事業所税の課税標準について

事業所税の課税標準は、資産割にあつては、課税標準の算定期間の末日現在における事業所床面積とされています（法第701条の40第1項）。

(2) 事業所税の課税標準の特例について

旅館業法第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業用に供する施設で政令で定めるものに係る事業所等において行う事業に対して課する資産割の課税標準となるべ

き事業所床面積の算定については、当該施設に係る事業所等に係る事業所床面積（法第 701 条の 34 の規定の適用を受けるものを除く。）から当該施設に係る事業所床面積に 2 分の 1 を乗じて得た面積を控除するものとするとしてされており（法第 701 条の 41 第 1 項第 9 号）、同号の規定の適用を受ける事業であるかどうかの判定は課税標準の算定期間の末日の現況によるものとされています（法第 701 条の 41 第 3 項）。

また、旅館業法第 2 条第 2 項には、「「旅館・ホテル営業」とは、施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、簡易宿所営業及び下宿営業以外のものをいう。」と規定されています。

(3) 事業所税の更正について

法第 701 条の 31 第 1 項第 1 号に規定する指定都市等(以下「指定都市等」という。)の長は、申告書の提出があった場合において、当該申告書に係る課税標準額又は税額がその調査したところと異なるときは、これを更正するとされています（法第 701 条の 58 第 1 項）。

また、指定都市等の長は、更正した場合には、遅滞なく、これを納税者に通知しなければならないとされています（法第 701 条の 58 第 4 項）。

(4) 事業所税の過少申告加算金について

申告書の提出期限までにその提出があった場合において、更正があったときは、指定都市等の長は、当該更正に係る税額に誤りがあったことについて正当な理由があると認める場合を除き、当該更正による不足税額に 100 分の 10 の割合を乗じて計算した金額に相当する過少申告加算金額を徴収しなければならないとされています（法第 701 条の 61 第 1 項）。

2 本件更正処分及び本件加算金決定処分の適法性及び妥当性について

審査請求人は、本件施設が簡易宿所であるにもかかわらず、法第 701 条の 41 第 1 項第 9 号に該当する施設であり、同号の課税標準の特例が適用されるとして、資産割の課税標準となるべき事業所床面積の算定に際し、本件施設に係る非課税対象床面積を控除した事業所床面積（以下「対象事業所床面積」という。）から対象事業所床面積に 2 分の 1 を乗じて得た面積を控除したうえで税額を算出し、本件申告書を提出しました。

しかしながら、前記 1 (2) のとおり、同号に規定する施設とは、旅館業法第 2 条第 2 項に規定する旅館・ホテル営業用に供する施設とされており、同項における「旅館・ホテル営業」とは、「施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、簡易宿所営業及び下宿営業以外のものをいう。」と定められています。

この点、本件施設についてみると、処分庁は、本件施設が簡易宿所として営業許可がなされていること及び外観調査において現在も営業されていることの確認を行っていること、また、審査請求人も本件施設が簡易宿所であることを認めており、本件施設が簡易宿所であるという点について争いはないことから、本件施設が法第 701 条の 41 第 1 項第 9 号に規定する施設に該当しないことは明らかです。

よって、本件施設には法第 701 条の 41 第 1 項第 9 号の課税標準の特例は適用されな
いため、本件申告書に係る課税標準額又は税額がその調査したところと異なるとして、
法第 701 条の 58 第 1 項の規定に基づき本件更正処分はなされたものであり、本件施設
において行う事業に対して課する資産割の課税標準となるべき事業所床面積や税額の
算定については争いもなく、本件更正処分は適正になされています。

また、本件加算金決定処分も、本件更正処分を受けて、法第 701 条の 61 第 1 項の規
定に基づいて適正になされています。

3 その他の審査請求人の主張について

審査請求人は、簡易宿所営業に係る事業所税に対して、ホテル特例の適用がないこと
や、減免が無いことに係る不服等を縷々主張していますが、前記 2 のとおり本件各処分
は適正になされており、審査請求人の主張は、立法論の範疇に属するものであり、審査
請求人が主張する事情によって本件各処分が違法性ないし不当性を帯びるとは認めら
れません。

第 5 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由がないため、行審法第 45 条第 2 項の規定によ
り、棄却されるべきものと判断します。